　　　塩竈市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市は、大規模地震による住宅被害を減ずるため、市内に存する木造住宅の所有者（所有者が複数あるときは、その代表者。以下同じ。）が行う当該住宅の耐震改修設計（工事監理を含む。）及び耐震改修工事又は建替え工事（当該住宅が存する敷地で行うもので、建替え後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存し、かつ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。以下同じ。）若しくは耐震改修工事に併せて実施するその他改修工事（以下これらを「耐震化工事等」という。）に係る費用について、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、塩竈市補助金の交付の手続等に関する規則（平成１７年規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 耐震一般診断　一般財団法人日本建築防災協会発行の「２０１２年改訂版　木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「協会発行書」という。）に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。

　(2) 耐震精密診断　財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集による「増補版　木造住宅の耐震精密診断と増補方法」に掲載されている「木造住宅の耐震精密診断」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を精密な方法で診断し総合評点を求めることをいう。

　(3) 耐震改修計画　耐震一般診断又は耐震精密診断の結果に基づき作成される住宅の耐震性を向上させるための計画をいう。

　(4) 耐震診断士　宮城県若しくは仙台市が実施する次に掲げる講習会又は建築関係法人が耐震診断士の養成を目的に県の承認を受けて実施する講習会を受講し、県内市町村が実施する木造住宅耐震診断助成事業の診断士として県が作成した「みやぎ木造住宅耐震診断士リスト」又は仙台市が作成した「仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿」に記載された者をいう。

　　ア　宮城県が実施するもの

　　　(ｱ) 木造住宅耐震診断士養成講習会

　　　(ｲ) 木造住宅耐震診断業務（一般診断等）マニュアル講習会

　　　(ｳ) みやぎ木造住宅耐震診断士（一般診断等）養成講習会

　　イ　仙台市が実施するもの

　　　(ｱ) 仙台市戸建木造住宅耐震診断士養成講習会

　(5) 耐震一般診断事業　市が、住宅の所有者の求めに応じ、住宅の耐震一般診断及び耐震改修計画の作成を行うため、耐震診断士を派遣する木造住宅耐震診断助成事業をいう。

　(6) 耐震改修計画等支援事業　市が、住宅の所有者の求めに応じ、住宅の耐震精密診断及び耐震改修計画の作成を行うため、耐震診断士を派遣する木造住宅耐震改修計画等助成事業をいう。

　(7) その他改修工事　住宅の機能や性能を維持させ、及び向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事であって、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事で、これに要する費用が１００,０００円以上のものをいう。

　（補助対象住宅）

第３条　補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存し、次に掲げる要件のうち、第１号及び第２号に該当し、かつ、第３号から第７号までのいずれかに該当する住宅とする。

　(1) 昭和５６年５月３１日以前に着工された戸建て住宅

　(2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統構法で建てられた住宅を含む。）又は枠組壁構法による木造平屋建てから木造３階建てまでの住宅

　(3) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の上部構造評点（以下「上部構造評点」という。)が１．０未満の住宅にあっては、改修工事施工後の上部構造評点が１．０以上又はこれと同等(協会発行書に掲載されている「精密診断法」又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号)により、大地震動での倒壊に対する安全性が確認されたもの。以下同じ。）以上とする住宅又は建替え工事を実施する住宅

　(4) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の結果、重大な地盤・基礎の注意事項の指摘を受けた住宅であって、重大な地盤・基礎の注意事項の改善を実施する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置への建替え工事を実施する住宅

　(5) 上部構造評点が１．０未満で重大な地盤・基礎の注意事項がある住宅にあっては、上部構造評点が１．０以上又はこれと同等以上とし、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する住宅又は建替え工事を実施する住宅

　(6) 耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断の総合評点（以下「総合評点」という。）が１．０未満で、改修工事施工後の総合評点が１．０以上となる住宅又は建替え工事を実施する住宅

　(7) その他改修工事を行う住宅

２　前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付又はこの要綱による補助金の交付と同様の支援及び補助等を受けたことがある住宅は、補助対象住宅としない。

３　第１項の規定にかかわらず、住宅の所有者が塩竈市市税等滞納者に対する特別措置に関する条例(平成１８年条例第３６号)第２条第１号に規定する市税等を滞納している場合（同条例第７条第２項の規定に該当する場合を除く。)は、補助対象住宅としない。

　（補助金の額）

第４条　補助金の対象経費は、耐震化工事等に要する費用（建替え工事にあっては、耐震改修工事に要する費用相当分に限る。）とする。

２　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

　(1) 耐震改修工事のみの場合　耐震改修工事に要する費用に２５分の１６を乗じて得た額（ただし、８００，０００円を限度とする。）

　(2) 耐震改修工事とその他改修工事がある場合　耐震改修工事に要する費用に５分の４を乗じて得た額（ただし、１，０００，０００円を限度とする。）とその他改修工事に要する費用に２分の１を乗じて得た額（ただし、２００，０００円を限度とする。）を合算した額とする。

　(3) 建替え工事の場合　耐震改修工事に要する費用相当分に５分の４を乗じて得た額（ただし、１，０００，０００円を限度とする。）と建替え工事費から耐震改修工事に要する費用相当分を差し引いた額に２分の１を乗じて得た額（ただし、２００，０００円を限度とする。）を合算した額とする。

３　補助金の額の算定に当たっては、１，０００円未満の端数は切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩竈市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(1) 耐震一般診断事業による耐震一般診断又は耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断の結果報告書の写し

　(2) 耐震化工事等に係る計画書の写し

　(3) 耐震化工事等に係る設計図書の写し

　(4) 耐震化工事等に係る費用の見積書（耐震改修工事とその他改修工事）の写し

　(5) その他市長が必要と認める書類

　（実績報告）

第６条　申請者は、耐震化工事等が完了したときは、速やかに塩竈市木造住宅耐震改修工事助成事業完了実績報告書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(1) 耐震化工事等に係る契約書の写し

　(2) 耐震化工事等の費用に係る請求書の写し及びその領収書の写し

　(3) 耐震化工事等の施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真

　(4) その他市長が必要と認める書類

　（補助金の請求）

第７条　申請者は、規則第１４条第２項の規定により通知を受けた日から起算して１０日以内に塩竈市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金支払請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（検査等）

第８条　市長は、必要に応じて現場検査等を行うことができる。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成３０年５月１日から施行する。

　（塩竈市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱の廃止）

２　塩竈市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱（平成１６年告示第２９号）は、廃止する。

　（塩竈市住環境整備補助金交付要綱の廃止）

３　塩竈市住環境整備補助金交付要綱（平成２３年告示第１１号）は、廃止する。

　（塩竈市木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金交付要綱の廃止）

４　塩竈市木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金交付要綱（平成２３年告示第７８号）は、廃止する。